

# 共助会総合保険・退職互助医療保険 重要事項説明書(契約概要)

## ～ご契約のお申込みにあたって～

この「共助会総合保険・退職互助医療保険 重要事項説明書(契約概要)」には、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。給付金などのお支払事由・制限事項・保険用語の説明等の詳細につきましては約款等をご参照ください。(当会ホームページ[http://ja-kyojokai.or.jp/]からもご参照いただけます。)また、ご不明な点につきましては当会までお問い合わせください。

新規契約者用  
(契約者保管用)

## J A 福島共助会の目的と保険の仕組み

- 【J A 福島共助会の目的】** 当会は、役職員等の相互共済と福祉の増進を図るとともに、医師・看護師養成に関する事業への助成及び保健・医療・福祉に関する教育啓蒙事業を行うことを通じ、農林漁業者の社会的、経済的地位の向上に寄与することを目的とし事業を行っております。
- 【共助会総合保険の仕組み】** この保険商品は、一般財団法人福島県農協役職員共助会の加入団体に従事する役職員等のみを契約対象とした総合保険です。被保険者は、役職員等およびその家族(一親等以内)です。主に、被保険者の医療費が発生した場合に医療給付金を受けられる保険となっております。また、役職員等が結婚や出産または療の際にはお祝い金やお見舞金の給付を受けられます。
- 【退職互助医療保険の仕組み】** この保険商品は、一般財団法人福島県農協役職員共助会の加入団体に従事する役職員等とその退職者のみを契約対象とした医療保険です。被保険者は、退職した役職員等およびその配偶者です。主に、退職後被保険者の医療費が発生した場合に20年間医療給付金を受けられる保険となっております。なお、退職互助医療保険は、退職時に保険料を一括納入していただく必要があることから、30歳の誕生日を迎えた翌月もしくは申込月より積立金を25年間(300月)払込みいただくことで、退職時の保険料負担を軽減する仕組みをとっております。

※45歳未満の方につきましては、【共助会総合保険】と【退職互助医療保険(退職互助積立)】を必ず同時に契約していただくことになります。

## ①給付金について

### (1) 主な給付金の内容

#### ■共助会総合保険(現職中の給付)

| 給付金の種類 | 対象者                                | 支払事由   | 給付金額   |
|--------|------------------------------------|--|--|
| 医療給付金  | 契約者会員、契約者会員の被扶養者(1親等以内)            | 保険診療に該当する医療費の支払いが発生したとき<br>インフルエンザ予防接種代の支払いが発生したとき | 病院分: 保険適用分から一部負担額(1,000円)を差し引いた額<br>薬局分: 保険適用分全額給付<br>インフルエンザ予防接種代: 全額給付                     |
| 療養給付金  | 契約者会員                              | 契約者会員が病気又は負傷し、連続して30日以上就業できないとき                    | 10,000円(1事業年度に1回限り)  |
| 結婚給付金  | 契約者会員                              | 契約者会員が結婚したとき<br>(退職後1ヶ月以内の結婚まで支払可能)                | 20,000円  |
| 出産給付金  | 契約者会員                              | 子が生まれたとき   | 20,000円(子1人につき)  |
| 死亡給付金  | 契約者会員、契約者会員の配偶者(但し被扶養となっている配偶者に限る) | 死亡したとき<br>※死亡給付金受取人は法定相続人となります。                    | 契約者会員の死亡(保険契約締結10年以上): 50,000円<br>契約者会員の死亡(保険契約締結10年未満): 30,000円<br>配偶者の死亡(被扶養者に限る): 20,000円 |

#### ■退職互助医療保険(退職後の給付)

| 給付金の種類 | 対象者                                | 支払事由                    | 給付金額  |
|--------|------------------------------------|-------------------------|---|
| 医療給付金  | 契約者会員、その配偶者(但し、退職時に登録された配偶者に限ります。) | 保険診療に該当する医療費の支払いが発生したとき | 病院分: 保険適用分から一部負担額(3,000円)を差し引いた額に給付率を乗じた額。<br>薬局分: 保険適用分に給付率を乗じた額。<br>※ 給付率は契約者会員が100%、配偶者は85%です。<br>※ 1ヶ月の医療給付金上限額は世帯で44,400円です。<br>※ 支払い時に振込手数料(JA60円・他行実費)を差し引いて給付します。 |

### (2) 給付金をお支払いできない場合

当会は次に該当する事由によって生じた損害に対しては、給付金を支払いません。

- ・契約者会員、被保険者会員又は保険金受取人が、保険金請求その他に関し、不正の事実があったとき。
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動があったとき。
- ・公費負担又は助成制度等(日本スポーツ振興センター、健康保険の高額療養費や付加給付など)で医療費が支給された部分については給付金を支払いません。

## ②保険期間について

### ■共助会総合保険

この保険の保険期間は、4月1日又は、第13条に定める更新日から翌年の3月31日までの1年間とします。また、申込日が4月2日以降である契約者会員の最初の保険期間は、申込日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約日からその後最初に到来する3月31日までの期間とします。

### ■退職互助医療保険

この保険の保険期間は、60歳前に退職した場合は、60歳の誕生日を迎えた翌月の1日から20年後に相当する前日までを保険期間とします。また、60歳以降に退職した場合は、退職した月の翌月の1日から20年後に相当する前日までを保険期間とします。

## ③引受条件について

当会の保険は、一般財団法人福島県農協役職員共助会の加入団体に従事する役職員等に限りご契約いただくことができます。また、当会の保険は、「①給付金について」に記載した金額以外でのご契約はできません。

## ④保険料・積立金に関する事項

### (1) 払込いただく月払保険料・積立金の算出方法

#### ■共助会総合保険

$$\text{標準報酬月額} \times \frac{12}{1,000} = \text{共助会総合保険月払保険料}$$

#### ■退職互助医療保険

$$\text{標準報酬月額} \times \frac{11}{1,000} = \text{退職互助月払積立金}$$

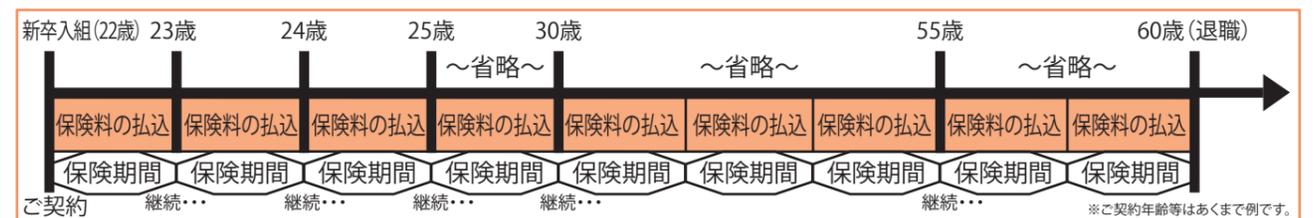
※「標準報酬月額」とは、社会保険料等の基礎となる報酬額(月給)のことです。当会では定時決定時の報酬額を適用しております。

※契約者会員の年齢が30歳未満の場合は、将来30歳になった月の翌月時点での標準報酬月額(但し定時決定時の報酬額)を適用し算出します。

### (2) 保険料・積立金の払込イメージ

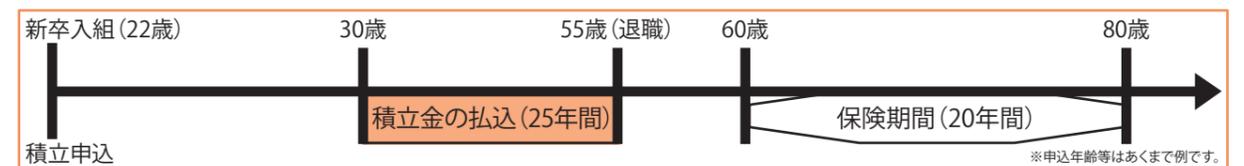
#### ■共助会総合保険

- 1年更新で退職時まで保険料を毎月払込いただけます。(途中解約がない限り毎年4月に自動更新されます。)
- 育児休暇や病気療養で無給となった場合は保険料払込の免除ができます。(詳細は約款等を参照してください。)



#### ■退職互助医療保険

- 30歳の誕生日を迎えた翌月より積立金を25年間(300月)払込いただき、60歳の誕生日を迎えた翌月に積立金を保険料として一括納入していただきます。(30歳以上の方は、積立申込月から払込いただけます。但し、45歳以上の方は希望者のみとなります。)
- 退職時の年齢が50歳以上かつ15年(180月)以上の積立金があれば退職互助医療保険の契約はできますが、その際に積立金の不足分がある場合は、一時金で積立金を払込いただくことになります。



### (3) 保険料・積立金の払込経路

保険料・積立金の払込は月払いのみとし、給料を支給する事業所を経由して、毎月の給料から控除されてお支払いいただけます。

## ⑤解約時(または死亡時)の返戻金

### ■現職中の解約(または死亡)【共助会総合保険と退職互助を同時に解約することになります。】

- 共助会総合保険の返戻金...保険料月払いで支払うものであるため、発生しません。
- 退職互助の返戻金...当会が所定の方法により計算した金額をお支払いします。

### ■退職時の解約

- 共助会総合保険の返戻金...保険料月払いで支払うものであるため、発生しません。
- 退職互助の返戻金...当会が所定の方法により計算した金額をお支払いします。

### ■退職互助医療保険待機者の解約(または死亡)

- 退職互助医療保険の返戻金...当会が所定の方法により計算した金額をお支払いします。

### ■退職互助医療保険契約者の解約

- 退職互助医療保険の返戻金...当会が所定の方法により計算した金額をお支払いします。

※保険期間が開始されてからお亡くなりになった場合、返戻金は発生しません。

## 共助会総合保険・退職互助医療保険 重要事項説明書(注意喚起情報) ～ご契約のお申込みにあたって～

この「共助会総合保険・退職互助医療保険 重要事項説明書(注意喚起情報)」には、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください。重要な事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。給付金などのお支払事由・制限事項・保険用語の説明等の詳細につきましては約款等をご参照ください。(当会ホームページ(<http://ja-kyojokai.or.jp/>)からもご参照いただけます。)また、ご不明な点につきましては当会までお問い合わせください。

### 1 クーリング・オフ制度について

保険契約の申込日と保険契約の申込の撤回又は解除に関する事項を記載した書面を交付された日とのいずれか遅い日から起算して**8日以内**に当会宛てに発信した書面によって、当該保険契約のクーリング・オフを行うことができます。

### 2 告知義務・通知義務について

この保険契約は、一般財団法人福島県農協役員共助会の加入団体に従事する役員等であれば誰でも被保険者としてご契約いただけます。保険契約締結の際の**告知義務はありません**。締結した保険契約の内容に変更が生じたときは、速やかに当会まで通知をお願いします。

### 3 責任開始日(契約日)について

当会所定の申込書を当会が受領し、申込について当会が承諾した場合には、承諾した日から保険契約上の責任を負います。また、当会の責任が開始される日を**契約日**とします。

### 4 公費負担又は助成制度等に該当した場合

当会は、公費負担又は助成制度等(日本スポーツ振興センター、健康保険の高額療養費や付加給付など)で医療費が支給された場合、該当する金額を差し引いて支払います。お申し出がないことで過払いが発生した場合、**給付金の返還**をしていただくこととなりますので、障がい認定等に該当した場合は速やかに当会へお申し出ください。

### 5 給付金をお支払いできない場合

当会は次に該当する事由によって生じた損害に対しては、給付金を支払いません。

- ◆契約者会員(被保険者会員)や給付金受取人が、給付金請求その他に関し、不正の事実があったとき。
- ◆戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動があったとき。

### 6 保険料・積立金の払込方法、払込猶予期間・契約の失効について

契約者会員からの保険料・積立金の払込は**月払いのみ**とし、給料を支給する事業所を経由して毎月の給料から控除されてお支払いいただきます。

◆給料から保険料が控除されなかった場合は、当会は該当する契約者会員に通知し、当会が指定する期日(払込期日)ならびに金融機関の口座にお振込いただくことになります。

◆この保険における保険料払込猶予期間はありますが、巨大災害等により保険料払込が困難であると当会が認めた場合は、**保険料払込猶予期間をその都度設定**します。その場合、保険料払込猶予期間中に生じた給付金の支払いについては、支払うものとします。

◆**保険料が払込期日まで払込がされなかった場合は、保険契約は失効**します。

### 7 解約返戻金について

- ◆共助会総合保険・・・保険料月払いで支払うものであるため、発生しません。
- ◆退職互助医療保険・・・当会が所定の方法により計算した金額をお支払いします。

### 8 現職中に解約し再契約する場合

現職中に保険契約を解約し、再契約をしようとするときは、保険契約を解約した時より**3年を経過しないと**再契約できませんのでご注意ください。

### 9 当会が経営破綻した場合の措置について

損害保険会社又は生命保険会社が万が一経営破綻した場合には、それぞれの保険契約者保護機構により資金援助を受けることが出来ますが、認可特定保険業は保険契約者保護機構の対象ではありません。そのため、当会が万が一経営破綻した場合には、保険契約者保護機構が行う資金援助等の措置はありません。あらかじめご了承ください。また、保険契約を申し込いただきますようお願い申し上げます。

### 10 保険契約更新時又は保険期間中の保険料・保険金額の変更について

- ◆当会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当会の定めるところにより、保険契約の更新に際して保険料を増額し、または保険金額を減額、または保険契約の更新を行わないことがあります。
- ◆当会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当会の定めるところにより保険期間中で保険料を増額または、保険金額を減額する変更を行うことがあります。

### 11 個人情報の取り扱いについて

当会は、個人情報保護に関する法律その他関係法令の定めを遵守するとともに、以下の方針に基づいて個人情報を適切に取り扱います。

◆個人情報の利用  
当会は、ご契約内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、当会が共助会総合保険及び退職互助医療保険契約引受の判断、給付金等の支払、共助会総合保険及び退職互助医療保険契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、当会の他の商品・サービスの案内・提供・開発・研究を行うために業務に必要な範囲で利用することがあります。なお、業務を委託する場合は、より個人情報に配慮したものとします。

◆個人情報の取得  
当会は、適法かつ公平な手段により個人情報を取得します。

◆個人情報の提供  
当会は、法令に定める場合等を除き事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。

◆個人情報の管理  
当会は、個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容を保つように努めています。また、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩・不正アクセスなどを防止するために必要な安全対策を講じます。

◆個人情報の開示・訂正・利用停止・削除  
当会は、法令に基づき、本人の求めに応じて保有する個人情報の開示、訂正等に対応いたします。

◆体制  
当会は、役員等に対して個人情報保護及び適正な管理方法について教育啓蒙活動を実施し、個人情報の適切な管理に努めています。

◆個人情報保護に対する継続的取り組み  
当会は、個人情報の適切な保護と利用が図られるよう、継続的に個人情報保護への取り組みについて、見直し、改善を行ってまいります。

### 12 ご相談・苦情・お問い合わせは・・・

下記の電話・FAXまたは電子メールにてご連絡ください。

**一般財団法人 福島県農協役員共助会 (JA福島共助会)**

電話番号：024-554-3512 FAX番号：024-554-3510

電子メール：[kyojokai@alto.ocn.ne.jp](mailto:kyojokai@alto.ocn.ne.jp)

請求方法等の確認や約款または用紙等のダウンロードなどにつきましては、当会のホームページをご利用ください。  
(ホームページアドレス：<http://ja-kyojokai.or.jp/>)